

# 石川県公報

令和6年3月29日(金曜日)

号 外

(第20号)

## 目 次

教育委員会	
○公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則	1
○独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則	4
○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則	4
○石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則	5
○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	5
○石川県教育委員会文書管理規程の一部改正	5
○グループ制に関する運営規程の一部改正	6

## 教育委員会

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川県教育委員会

### 石川県教育委員会規則第二号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十二年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三 夜間学級担当手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。

- 出張中の場合
- 研修中の場合
- 勤務しなかつた場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 給与条例第二十四条第一項の規定の適用を受ける場合

ロ 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。ハにおいて同じ。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年石川県条例第四号)第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合

ニ 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例(平成十四年石川県条例第七号)第三条第一号に規定する派遣職員の同条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項及び第三項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合

ホ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に

規定する退職派遣者の同条第一項に規定する特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合

- 2 夜間学級担当手当は、その月の給料の支給日に支給する。

第七条第一項中「手当」を「特殊勤務手当(夜間学級担当手当を除く。)」に改め、同条第二項中「前項」を「前条第二項及び前項」に、「手当」を「特殊勤務手当」に改める。

(石川県立学校管理規則の一部改正)

第二条 石川県立学校管理規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条の三の次に次の一条を加える。

(夜間中学のための教育課程)

第六条の四 石川県立あすなろ中学校においては、夜間において教育を行うため、第六条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和三十二年文部省令第十一号)第七十九条において読み替えて適用する同令第五十六条の四の規定により、特別の教育課程を編成することができるものとする。

(石川県立中学校規則の一部改正)

第三条 石川県立中学校規則(平成十五年石川県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の四」に改める。

第二条に次の一項を加える。

- 2 石川県立あすなろ中学校については、募集する生徒数を定めないのであるとする。

第八条に次の一項を加える。

- 2 石川県立あすなろ中学校の教育課程については、前項の規定にかかわらず、石川県立学校管理規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第四号)第六条の四に定めるところによる。

第十二条第二項中「入学願書(別記様式第二号)」を「石川県立金沢錦丘中学校にあつては別記様式第二号、石川県立あすなろ中学校にあつては別記様式第三号による入学願書」に改める。

第十三条第一項中「誓約書(別記様式第三号)」を「石川県立金沢錦丘中学校にあつては別記様式第四号、石川県立あすなろ中学校にあつては別記様式第五号による誓約書」に改め、同条第二項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第十四条の見出しを「(保護者等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

この規則において「保護者等」とは、入学を許可された者が未成年である場合は親権を行う者(親権を行う者のいないときは、後見人又は後見を行う者)を、成年である場合は成年に達する日まで親権を行っていた者(親権を行っていた者のいないときは、後見人であった者又は後見を行っていた者)その他校長が認める者をいう。

第十四条第二項及び第三項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第十五条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第六章中第十六条の次に次の三条を加える。

(再入学)

第十六条の二 石川県立あすなろ中学校を退学し、又はその学籍を除かれた者が再入学を願い出た場合には、校長はその事由を調査の上、相当学年に入学を許可することができる。

(休学)

第十六条の三 石川県立あすなろ中学校の生徒は、疾病その他の事由によつて欠席が引き続き三月以上にわたると認められる場合には、校長に休学を願い出ることができる。

- 2 休学の許可を受けようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、願い出なければならない。

- 3 休学の期間は、欠席の期間を通じて二年以内とする。

- 4 休学の許可を受けた日から三月以内に休学の事由がなくなった場合は、その事由を具し、校長に休学の取消しを願い出ることができる。

- 5 校長は、前項の願い出があつたときは、その事由を調査の上、当該休学の許可を取消することができる。

(復学)

第十六条の四 石川県立あすなろ中学校において、休学中の生徒が事由の消失によつて復学を願い出た場合には、校長は、その事由を調査の上、相当学年に復学を許可することができる。

別記様式第三号を別記様式第四号とし、別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

別記様式第 3 号 (第12条関係)

入学願書				
志 願 者	ふりがな 氏名	.....	生 年 月 日  年 月 日生	
	現住所	〒		
	連絡先 電話番号			
	勤務先 就労者のみ	名称		
		所在地	〒	
		電話番号		
これまでの 就学状況	学校名	就学状況 (入学、卒業、出席状況など)		
現在の 就学状況	どちらかにチェックをつけてください。 <input type="checkbox"/> 在学している学校はない。 <input type="checkbox"/> 現在、在学中である。 学校名 ( ) ( 年 3 月 卒業見込み)			
保 護 者 等	氏名		志願者との続柄	
	現住所	〒		
	連絡先 電話番号			
上記のとおり、貴校に入学を志願いたします。 石川県立 中学校長 様 年 月 日				

別記様式第四号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第5号(第13条関係)

誓 約 書

私は石川県立 中学校に入学を許可された上は、教育方針に従い、学校のきまりを堅く守り、学業に励むことを誓います。

年 月 日

住所  
生徒氏名

上記何某入学を許可された上は、教育方針に従い、学校のきまりを堅く守らせ、同人に係る一切の事件は私どもにおいて引き受けます。

年 月 日

住所  
生徒との続柄  
保護者等氏名

石川県立 中学校長 様

附 則

この規則は、石川県立学校条例の一部を改正する条例(令和六年石川県条例第二十三号)の施行の日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則(昭和三十五年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十四年法律第百六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保護者等が法第二十九条第二項各号のいずれかに該当する場合は、前項の表に掲げる額を徴収しない。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第三号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表庶務課の項中第二十八号を第二十九号とし、第十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

14 教育DXの推進に関すること。

第五条の表学校指導課の項に次の一号を加える。

- 14 全国高等学校総合文化祭に関すること。

第九条第二項の表技監の項の次に次のように加える。

課長	事務局	上司の命を受け、事務局の特定の事務を掌理する。
----	-----	-------------------------

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第四号

石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則（令和四年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」を「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年石川県条例第五十三号。以下「条例」に改め、「により文部科学大臣が定める指針（以下「指針」といふ。）」を削り、「勤務する法」を「勤務する条例」に改める。

第二条第一項中「指針」を「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）」に、「法第六条第三項各号」を「条例第六条第一項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学 校 以 外 の 教 育 機 関

石川県教育委員会事務局等处務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

石川 県 教 育 委 員 会

第17条第2項を削る。

第68条第1項中「情報システムを利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行うシステムであつて、総務部デジタル推進課長が管理をするもの」を「石川県処務規程（昭和三十三年石川県訓令甲第九号）第七十条第一項に規定する庶務事務支援システム」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

石川 県 教 育 委 員 会

第8条第5項第2号中「文書索引」を「文書目録」に改め、同項第3号中「保存文書台帳及び手元保管文書台帳」を「簿冊管理簿」に改める。

第10条第1項第2号及び同条第2項中「保存文書台帳  
手元保管文書台帳」を「簿冊管理簿」に改める。

第46条の見出しを「(文書目録)」に改め、同条第1項及び第2項中「文書索引」を「文書目録」に改め、同条第3項中「前項の文書索引」を「第1項本文の文書目録」に改める。

第49条の見出しを「(簿冊管理簿の作成)」に改め、同条第1項及び第2項中「保存文書台帳及び手元保管文書台帳」を「簿冊管理簿」に改め、同条第3項を削る。

第50条第3項及び第54条第3項を削る。

別表第3中「|金沢錦丘中学校|金錦中|」を「|金沢錦丘中学校|金錦中|  
|あすなる中学校|あ中|」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、石川県立学校条例の一部を改正する条例(令和6年石川県条例第23号)の施行の日から施行する。

### 石川県教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

石川県教育委員会教育長

別表第1学校指導課の項中「特別支援教育グループ」の次に「、全国高等学校総合文化祭開催準備グループ」を加える。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。